

内部統制システムに関する基本方針

中央労働金庫(以下「金庫」という)は、(ろうきんの理念)に基づいて、労働者自主福祉金融事業の利用価値の向上と金庫の持続的かつ安定的な発展を実現するため、会員から付託を受けた理事会を中心とする公正・透明かつ迅速・果敢な意思決定を行える金庫経営の仕組みを構築するとともに、利用者からの信用の基礎となる適正な業務の遂行を確保するための内部統制(内部管理)の仕組みを構築しております。

内部統制(内部管理)は、金庫の日常業務と一体不可分で、適正な業務運営の基盤となるものです。すべての役職員が内部管理の重要性および自らが内部管理の重要な役割を担っていることを認識するとともに、理事および執行役員は自らの姿勢・言動を通じ、率先して内部管理を重視した業務運営を徹底してまいります。

金庫は、内部統制システムの整備・運用状況を継続的に評価し、必要な改善措置を講じるとともに、当基本方針についても環境変化等に対応して不断の見直しを行うことで、内部統制システムの一層の実効性の向上に努めてまいります。

1 理事および職員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 理事および執行役員は、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の最重要課題のひとつと位置づけ、率先してコンプライアンス態勢の確立に取り組む。
- (2) 理事および執行役員は、『倫理憲章』、『役職員倫理規程』に基づき、自ら率先垂範するとともに、それを遵守する必要性・重要性を繰り返し発信して、倫理観・コンプライアンス意識の浸透・定着を図る。
また、『法令等遵守規程』を定め、コンプライアンス管理体制を整備するとともに、コンプライアンスを徹底するための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を事業年度ごとに策定して、必要な取り組みを行う。
- (3) コンプライアンス統括部は、研修や『コンプライアンス・マニュアル』等により『倫理憲章』、『役職員倫理規程』を職員に周知徹底する。
- (4) 理事および執行役員は、法令違反・定款違反・規程違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合には、直ちに代表理事および監事に報告する。また、理事および執行役員は、遅滞なく経営会議および理事会に報告する。
- (5) 職員は、法令違反・定款違反・規程違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合には、直ちに直属の上司または各部署のコンプライアンス責任者または担当者に報告する。なお、コンプライアンス責任者および担当者に報告することが適当でないと判断したときは、直接コンプライアンス統括部または総務人事部に報告・相談できる。
- (6) コンプライアンス統括部は、金庫が内部通報制度として『コンプライアンス・ヘルプライン』、『監事会ホットライン』、『弁護士ホットライン』を設置していることを職員に周知し、金庫における法令・定款・規程違反やそのおそれのある事実の早期発見・未然防止に努める。
また、金庫は、内部通報したことを理由として、通報者が不利益な取扱いを受けないことを規程等に定めるとともに、職員に周知する。
- (7) 理事・執行役員および職員は、『反社会的勢力に対する基本方針』に基づき、反社会的勢力とは取引をはじめ一切の関係を遮断し排除するとともに、必要に応じて警察や弁護士など外部機関と連携し、毅然と対応する。
コンプライアンス統括部は、反社会的勢力等の情報の充実に努める。
- (8) 理事・執行役員および職員は、『お客様保護等管理方針』、『顧客保護等管理規程』に基づき、お客様への説明、相談・苦情への対応、お客様の情報管理などを適切に行う。また、『プライバシー・ポリシー』に基づき、利用者の個人情報の保護・管理体制を整備し、情報漏洩の防止を図る。
また、『金融商品に関する勧誘方針』、『共済募集指針』、『保険募集指針』および適合性の原則に基づいて、お客様が商品やリスクの内容など重要な事項を理解し判断したうえで取引できるよう、適切な説明・提案を行う。
- (9) 『リーガルチェック要領』に基づき、各部署は、理事・執行役員および職員の職務の執行に際し、規程・契約・商品制度などについて必要なリーガルチェックを行う。加えて、同要領に定める重要事項については、コンプライアンス統括部によるリーガルチェックを必須とする。
- (10) 理事会は、『理事会規程』に基づき、原則として毎月1回、必要に応じて随時に開催して、機動的な意思決定を行うとともに、理事および執行役員の職務執行状況を相互に監督・監視する。
- (11) コンプライアンス委員会は、金庫の法令等遵守態勢や顧客保護態勢などを協議し、理事会および監事会へ定期的に報告する。
また、金庫は、コンプライアンスの取り組みについて、ディスクロージャー誌に開示する。
- (12) 監査部は、理事会が事業年度ごとに定める『内部監査方針』に基づいて、業務部門から独立して、被監査部署の職務執行における法令・定款・規程などの遵守状況を監査し、問題点の指摘、改善提言を行い、その結果を理事会へ定期的に報告する。
- (13) 監事は、『監事会規程』、『監事監査基準』に基づく監査により、理事の職務執行を監視するとともに、理事会のほか、重要な意思決定過程および職務執行状況を把握するため経営会議その他の重要な会議に出席して、必要と認めるときは意見を述べる。
また、監事は、理事の不正行為もしくはそのおそれがあると認めるとき、または法令違反・定款違反・規程違反もしくは著しく不当な事実が生じるおそれがあると認めるときは、直ちに理事に対し法令・定款・規程などの遵守に向けて助言または是正勧告するとともに、遅滞なく経営会議および理事会に報告する。

2 理事の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 理事・執行役員および職員は、『文書取扱規程』、『文書保存規程』、『規程等管理規程』、『情報セキュリティ対策に関わる基本方針』等に基づき、理事会・経営会議の議事録および資料、規程、経営の基本に関わる重要な起案書など、理事・執行役員および職員の職務の執行に関する文書・帳票類を、適切な方法で作成・保存・管理する。また、それらの文書を理事および監事が必要に応じて閲覧可能とする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 理事・執行役員および職員は、『リスク管理方針』に基づき、金庫の保有するリスク量を可能な限り計量的に把握するよう努め、自己資本の範囲内にリスクを制御して健全な金庫経営をめざすとともに、適正な収益の確保に留意したリスク管理を行う。『リスク管理方針』は、定期的(年1回以上)あるいは必要に応じて見直す。
また、理事および執行役員は、『リスク管理方針』、『リスク管理規程』に基づき、各リスクの管理・対応部署を明確にし、リスク統括部が金庫の直面するリスクを一元的に統括管理する。(※リスク管理体制図は18ページをご参照ください。)
- (2) 業務部門である営業店・都県本部・本部各部署は、担当業務に関するリスクを「オペレーショナルリスク・CSA調査」等により洗い出し・認識・評価し、リスクが大きく優先的に対応するべきものを選定して、具体的な対応方針・対策を策定のうえ、「自店検査」などを通じてリスクの低減に取り組み、適切かつ効果的なリスク管理を行う。
事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、当該リスクの管理部署および担当理事・執行役員が対応策を検討のうえ、経営会議で協議し、リスク管理を行う。
- (3) 審査部・業務部は、営業店におけるリスクの高い業務プロセスを中心に、適切な執行を指導する。
- (4) 監査部は、営業店・都県本部・本部のリスク管理体制の適切性・有効性を定期的に監査する。監査によって重要なリスクと判断した場合には、代表理事・担当理事・担当執行役員に報告するとともに、リスク管理委員会に報告する。
- (5) リスク管理委員会は、各種リスクの管理担当部署におけるリスク管理状況を確認・審議し、リスクと収益の統括管理を行うとともに、定期的に理事会へ報告する。

また、金庫は、リスク管理の取り組みについて、ディスクロージャー誌に開示する。

- (6) 大規模な自然災害やシステム障害などが発生した場合には、金庫は「危機管理基本規程」に基づき、理事長を統括本部長とする危機管理統括本部を設置して、顧客・役職員および金庫経営への被害・損失を最小限に抑えるよう努める。また、金庫は、危機発生に備えて定期的に業務継続計画の訓練・見直しを行い、危機管理体制の有効性・実効性を常に保持する。
- (7) 営業店・都県本部・本部各部の職員は、金庫の事業に関する重大なリスクまたはその顕在化の兆しを認知したときは、速やかに本部のリスク管理部署に報告する。

4 理事の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事会は、『理事会規程』、『常勤役員職務権限規程』、『業務組織規程』その他の経営組織に関する規程に基づき、理事の職務執行に係る権限委譲と責任を明確にする。また、執行役員を選定して迅速な業務執行をめざす。
- (2) 金庫の経営に関する重要事項については、代表理事・常務理事・執行役員の全員で構成する経営会議において事前に論議し、その審議を経て理事会にて意思決定を行う。それによって、経営会議は、理事の機動的かつ適正な業務執行を促進する。
- (3) 理事会は、『理事会規程』で理事会の決議事項を、『経営会議規程』で経営会議の付議事項を定め、これによって、理事および執行役員は理事会および経営会議において効率的かつ実効性の高い審議を行い、相互牽制を働かせ適切な意思決定を行う。
- (4) 経営会議は、理事・執行役員および各部署の管理職位の責任事項および決裁権限を定める。
- (5) 金庫は、通常総会において、経営の基本方針として中期経営計画および単年度の事業計画を設定するとともに、事業年度ごとに業務報告を行う。理事会は、それら方針・計画の理事および執行役員による職務執行状況を監督する。
- (6) 金庫は、理事・執行役員および職員の職務執行の効率化および適正化の観点から、業務プロセスの改善・標準化を図る。

5 金庫および関連会社における業務の適正を確保するための体制

以下における「関連会社」とは、金庫の100%出資子会社である(株)中央ろうきんサービスをさす。

- (1) 理事および執行役員は、金庫および関連会社における業務の適正を確保するための体制を構築するとともに、関連会社が事業内容・体制などに応じた内部統制システムを構築するよう支援・指導する。
- (2) 関連会社の主管部である総合企画部は、『関連会社管理規程』に基づき、関連会社の取締役の職務執行にあたり金庫と事前協議・報告を要する重要な事項を中心に管理・指導を行うとともに、関連会社の財産または損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要な事項については、金庫の代表理事の決裁または金庫の経営会議もしくは理事会の承認を得るものとする。
また、金庫は、関連会社から定期的に事業報告などを受けてモニタリングし、必要に応じて指導を行うとともに、関連会社の業務概況を金庫の理事会へ月例報告する。
- (3) 金庫のリスク統括部は、関連会社を含む金庫グループ全体のリスク管理について、『リスク管理方針』および『リスク管理規程』に定める。
- (4) 金庫は、必要に応じて関連会社に取締役および監査役を派遣し、関連会社のコンプライアンス・リスク管理・経営管理などの体制整備および運用を監督・支援する。
- (5) 金庫の監査部は、関連会社の業務執行の有効性および適切性を監査し、問題点の指摘、改善提言を行い、その結果を理事会へ報告する。
- (6) 理事および執行役員は、金庫の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法などを参考に、業務プロセスの有効性の評価・改善を継続的に実施する。
- (7) 金庫は、内部通報制度を関連会社の役員および社員にも適用する体制を整備する。

6 監事が求めた場合における監事の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 金庫は、監事会が制定した『監事会規程』、『監事監査基準』に基づき、監事会事務局スタッフとして必要な能力を備えた専任の職員を配置する。

7 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監事会事務局スタッフは、監事の指導・監督のもとで監事の職務を補助する。
- (2) 金庫は、監事会事務局スタッフの人事異動について、事前に監事へ報告する。

8 金庫および関連会社の役職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 金庫の理事、執行役員および職員が監事に報告するための体制
 - ① 理事および執行役員は、理事会その他の監事が出席する機関会議において、担当する職務の執行状況を報告し、その議事録を監事へ提出する。
 - ② 理事・執行役員および職員は、監事の求めに応じて随時、担当する職務の執行状況などを報告する。
 - ③ 理事・執行役員は、職務執行に関し法令違反や不正行為など金庫に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告する。
 - ④ 監査部は、内部監査結果を定期的に監事に報告する。
 - ⑤ コンプライアンス統括部は、内部通報制度「コンプライアンス・ヘルプライン」の通報内容を、都度、監事に報告する。
 - ⑥ 金庫は、効率的な監査環境を整備するため、起案書(決裁後)などを監事(会)が必要に応じて閲覧できる体制を整備する。
- (2) 関連会社の取締役、監査役および社員またはこれらの者から報告を受けた者が金庫の監事に報告するための体制
 - ① 関連会社の役員および社員は、金庫の監事の求めに応じて随時、担当する職務の執行状況などを報告する。
 - ② 関連会社の役員またはこれらの者から報告を受けた者が、法令違反や不正行為など、金庫または関連会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認識したときは、金庫の監事に報告する。
- (3) 金庫は、監事に報告した者がその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを規程等に定めるとともに、職員に周知する。

9 その他監事監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表理事と監事は、原則として年3回、定期的に意見交換を行い、双方の意思疎通を通じて監査の実効性を高めるよう努力する。
- (2) 金庫は、監事が監査等に必要とする場合、弁護士などの外部専門家を活用することを保証する。
- (3) 金庫は、監事の求めに応じて監査活動に必要な予算措置を講じる。
また、金庫は、監事から監事の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用の償還、負担した債務の弁済の請求を受けたときは、その費用等が監事の職務の執行により生じたものでないことと認められた場合を除き、これに応じる。